

つくば市記者会 御中

発信日：令和7年（2025年）10月24日（金）

発信元：つくば市総務部人事課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ☒その他

職員の失職・懲戒処分について



本市職員2名の失職及び懲戒処分についてお知らせします。

1 失職

- | | |
|-----------|---|
| (1) 失職者 | こども部 非管理職 30代 |
| (2) 失職年月日 | 令和7年10月22日（水） |
| (3) 失職の理由 | 地方公務員法第28条第4項 |
| (4) 概要 | 当該職員は令和7年1月31日（金）、自家用車で買い物からの帰宅途中にスマートフォンを見ながら運転をしていたことで信号確認を怠り、赤信号で交差点に進入した際、横断歩道を渡っている歩行者に衝突する交通事故を起こした。このことにより、水戸地方検察庁土浦支部から自動車運転処罰法に基づく過失運転致傷罪で同年7月30日（水）付けで起訴され、同年10月8日（水）に水戸地方裁判所土浦支部から禁錮1年4か月執行猶予3年の判決が言い渡され、同年10月22日（水）に刑が確定したため、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となったもの。 |

2 懲戒処分

- | | |
|-----------|--|
| (1) 被処分者 | 市民部地域交流センター 非管理職 50代 |
| (2) 処分年月日 | 令和7年10月24日（金） |
| (3) 処分の内容 | 停職2月 |
| (4) 処分の理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 |
| (5) 概要 | 令和7年2月から10月において、体調不良等を理由に休暇を取得する中で、与えられた年次休暇等を全て取得した上で、所属部署等から「医療機関を受診し、適正な休暇手続きをすること」及び「勤務できない場合は所属部署への連絡を入れること」について繰り返し指導を受けたにもかかわらず、37回に渡って正当な理由なく欠勤したもの。 |

3 市長コメント

自動車の運転については、公私問わず交通法規を遵守し細心の注意を払うよう再三にわたり注意喚起していたにもかかわらず、このような事故が起きてしまったことは、誠に遺憾であり、事故の被害者に対して心から深くお詫び申し上げるとともに、体調の回復を強く祈念いたします。

また、職員の欠勤については、職員として必要な手続きを怠っただけでなく、全体の奉仕者たる公務員として市民の信頼を損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

今後、市民の不信を招くことのないよう職員に対し、改めて安全運転や服務規律を徹底させ、綱紀粛正に努めていきます。